令和７年１２月

お客様各位

福岡ひびき信用金庫

投資信託　「非課税口座約款」改定のお知らせ

令和７年度税制改正で措置された内容を踏まえ、当金庫では下記のとおり「非課税口座約款」を改定いたします。
改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますのでご了承ください。

記

１．改定日
　令和７年１２月２２日

２．改定する約款
　非課税口座約款

３．主な改定内容
（１）金融機関変更時における変更後金融機関でのＮＩＳＡ口座開設申込時に即時買付が可能となること。
（２）変更後の金融機関に開設されたＮＩＳＡ口座が、後になって税務署から開設不可の回答があった場合には、当該ＮＩＳＡ口座、つみたて投資枠、成長投資枠は、当該ＮＩＳＡ口座の開設時に遡って設定されなかったことになること。

４．新旧対照表
　別紙のとおり

以上

別紙

「非課税口座」新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
１．（略） **２．非課税口座開設届出書等の提出等** （１）～（６）（略） (7)　申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 ①　非課税口座に該当しないこととなった口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 ②　非課税口座に該当しないこととなった口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった勘定で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。 (8)　当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る投信インターネットサービスの利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。 （略） **３の３．特定累積投資勘定の設定** (1)（略） (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提	１．（略） **２．非課税口座開設届出書等の提出等** （１）～（６）（略） (7)　申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 ①　非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 ②　非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。 (8)　当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る投信インターネットサービスの利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。 （略） **３の３．特定累積投資勘定の設定** (1)（略） (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提

新	旧
出された場合は、当該通知書または届出書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該通知書または届出書の提出があった場合には、同日）において設けられます。 以　上 （２０２５年１２月改訂）	出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 以　上 （２０２５年５月改訂）